

令和4年度 部の運営方針書

環境生活部

1 部の運営方針

【部の使命】

- 脱炭素社会と循環型社会の実現に向けて、温室効果ガス削減やごみの発生抑制・再使用・再資源化(3R)のさらなる推進を図ります。
- 野犬対策、交通安全の推進、防犯対策、犯罪被害者等支援などに取り組み、より安心安全な暮らしを送れる地域社会の実現を目指します。
- 法令遵守のもと、迅速・適正な事務処理を行うとともに、おもてなしの心を持って、市民満足度の高いサービス提供を目指します。
- 誰一人取り残さないというSDGsの理念を念頭に置き、関係機関と連携して、環境生活行政の総合的な運営を図ります。

【部の目標】

- ①脱炭素社会の実現、野犬対策、浄化槽の普及促進、きれいなまちづくりの推進に、行政自ら先導的にあたるとともに、意識醸成や支援により市民・関係機関と連携した取り組みを進めます。
- ②環境意識啓発に取り組むとともに、ごみの発生抑制、リサイクル率向上、ごみ処理施設の適正な管理運営等により3Rの推進を図ります。
- ③デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進を図るとともに、行政に対する申請・届出など手続の利便性向上や効率化を図ります。
- ④犯罪被害者等を支える地域社会の実現と、自転車等の適正利用や放置自転車対策、交通安全教育、警察等との連携により、交通事故ゼロを目指すとともに、消費生活相談体制の強化や消費者教育の充実により被害防止、早期解決を図ります。
- ⑤市民一人ひとりの人権が尊重されるまち、男女共同参画社会の実現を目指し、総合的な施策の推進・啓発を図ります。

【行財政改革への取組み】

- 脱炭素に向けた全庁的な取り組みを推進するため、エコオフィス実践プランに基づく省資源・コスト削減、さらに実効性のある組織体制構築を図ります。
- 熊毛地域におけるし尿汲取り定期収集の運用を開始し、し尿処理の一元化を進めます。
- マイナンバーカードの普及により、行政に対する申請・届出などの利便性向上や事務の簡素化・効率化を図ります。
- 犯罪被害者等支援総合的対応窓口の設置による相談体制の一元化や、放置自転車情報の一括管理を図ります。

2 部の経営資源

(1) 部の体制

職員数	136 人	うち	正職員	83 人	・	会計年度 任用職員	53 人	人件費	正職員	593,865 千円	会計年度 任用職員	110,329 千円
-----	-------	----	-----	------	---	--------------	------	-----	-----	------------	--------------	------------

※R2職員平均給与(7,155 千円)ベース

※予算計上額

(2) 事業規模

歳入予算額	447,086 千円	歳出予算額	5,410,222 千円	(正職員人件費を除く)	担当予算小事業数	59 事業	担当課数	5 課
-------	------------	-------	--------------	-------------	----------	-------	------	-----

3 部の中期目標（優先順）第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果（最終目標）
1	8 環境共生 1 低炭素・循環型社会の実現 1 低炭素社会の構築 (環境政策課)	ZEH、EV及びPHVの導入による温室効果ガス排出量削減、「エコすごろく」、「エコ日記」及び「キッズエコチャレンジ」による学習機会の創出、市有施設の省エネ診断及び市役所エコ・オフィス実践プランによる市事務事業負荷の低減等により、市の二酸化炭素排出量削減に努めます。 <後期基本計画に掲げる最終目標値> ・市の民生部門(家庭・業務)二酸化炭素排出量 597千t-CO2
2	8 環境共生 1 低炭素・循環型社会の実現 4 3Rの推進と廃棄物の適正処理 (リサイクル推進課)	市民・事業者・行政及び関係団体が協働して、ごみの発生抑制・再使用・再資源化に取り組み、ごみの減量化と再資源化を促進します。(市民一人一日当たりのごみの排出量 令和4年度目標:668g、リサイクル率 令和4年度目標:33.4%、最終処分量 令和4年度目標:2,918t) また、ごみ処理経費の削減を図るとともに、ごみ処理施設等の適正な維持管理と効率的な運営を行います。
3	9 都市経営 2 適正かつ透明な行政運営の推進 2 適正な事務執行の推進 (市民課)	安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及率向上のため、交付円滑化計画に基づき申請受付、交付体制の整備を図り、国の目標である令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有している状況の実現を目指します。
4	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 1 防犯運動・交通安全運動の推進 (生活安全課)	警察や周南市交通安全対策推進協議会等と連携し、防犯パトロールや消費者被害拡大防止等の取組を実施します。 「交通事故0の日」の周知や高齢者等の交通事故防止に向けた取り組みを行うとともに、交通安全教育センターでの交通安全教育の実施を通じて、安心して生活できるまちづくりを推進します。
5	2 生涯学習・人権 4 人権尊重社会の実現 1 人権教育・人権啓発の推進 (人権推進課)	市民に身近なところで講演会やイベント等を開催することにより、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。 (R4目標:人権啓発活動の実施回数25回)
6	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 2 安心安全な暮らしの実現 (環境政策課)	野犬に対するむやみなエサやりパトロールの強化、野犬の捕獲器の貸出し、野犬通報アプリ等を活用し、県や地域住民と連携することで野犬を減らす対策に取り組みます。 <後期基本計画に掲げる最終目標値> ・野犬による被害件数 0件
7	8 環境共生 1 低炭素・循環型社会の実現 3 環境教育・啓発の推進 (リサイクル推進課)	環境館を啓発活動の拠点として、体験を通じた啓発や情報発信による啓発を推進していくとともに、市内環境衛生推進団体の活動を支援し、連携した取り組みを展開します。 (環境館利用者数 令和4年度目標:4,600人、クリーンリーダー設置率 令和4年度目標:100%)
8	9 都市経営 2 適正かつ透明な行政運営の推進 2 適正な事務執行の推進 (市民課)	戸籍事務へのマイナンバー制度導入により、手続時の戸籍証明書添付の省略や、本籍地以外の自治体窓口での戸籍証明書の交付を可能とすることにより、市民サービスの向上を図ります。

目標	推進施策	実現したい成果（最終目標）
9	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 2 安心安全な暮らしの実現 （生活安全課）	「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車事故の防止、盗難の防止、各施設で発生している放置自転車の防止に向けて、市民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。 自治会等のLED防犯灯及びカーブミラーの設置を支援することにより、市民生活の安全性の向上に努めます。
10	2 生涯学習・人権 4 人権尊重社会の実現 2 男女共同参画の推進 （人権推進課）	男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野へ参画する男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発を図ります。 （R4目標：講座等参加者 1,840人）
11	8 環境共生 2 環境保全の推進 1 自然環境の保全と再生 （環境政策課）	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法による規制、環境保全協定に基づくコンビナート企業の環境管理、公害苦情相談への対応、環境状況の監視・測定、浄化槽設置に対する支援と浄化槽法に基づく規制により、大気・水環境等の保全に努め、外来特定生物ヌートリアの防除による多様な生態系の保全に努めます。
12	8 環境共生 2 環境保全の推進 2 良好な生活環境の確保 （環境政策課）	市民と一体となって、ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。また、ペットのふんの放置や無駄吠え等を防止するため、マナーの向上に取り組みます。 <後期基本計画に掲げる最終目標値> ・ごみのないきれいなまちづくり清掃活動参加者数 55,000人 ・犬の飼い方教室・講座の受講者数 100人
13	7 生活基盤 4 水道の安定供給と下水道の充実 4 上下水道事業の経営の安定化 （環境政策課）	上下水道事業における必要額を一般会計において負担し、安定運営を図ります。
14	7 生活基盤 4 水道の安定供給と下水道の充実 1 安全な給水の確保 （環境政策課）	補償施設として設置された施設の維持管理を行い、安定した飲料水を提供します。
15	9 都市経営 3 効率的かつ効果的な行政マネジメントの推進 7 ICT等の活用 （市民課）	キャッシュレス決済に対応した自動釣銭機能付きセミセルフレジを導入することで、多様な決済手段と、非接触による迅速な決済処理により市民サービスの向上を図ります。
16	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 2 安心安全な暮らしの実現 （生活安全課）	「犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者やその家族が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、各機関や団体と連携し、地域社会で被害者等を支えるまちづくりを進めます。課内に「犯罪被害者等支援総合的対応窓口」を設置し、犯罪被害者等からの総合的な相談に対応します。
17	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 3 消費者安全の確保 （生活安全課）	複雑・高度化する相談に対応するため、消費生活相談員等の資質向上に努め、消費生活相談における助言やあっせん等を実施することにより、消費者被害を未然に防止します。 「周南市消費者見守りネットワーク協議会」を通じた活動により、高齢者・障害者等の消費生活を見守ります。